シンポジウム

新たな被災者の

生活再建支援制度の構築に向けて

~東日本大震災・原発事故5年の教訓を踏まえて~

日時 2016年3月10日(木)17:00~19:30 (開場16:40) 場所 弁護士会館17階1701会議室 (東京都千代田区霞が関1-1-3)

参加費無料・事前申込不要(先着120名)

東日本大震災・福島原発事 故から5年が経過しようとしていますが、被災 地の復興は道半ばです。災害の教訓が生かされたともいい難く、昨年の常 総市等の水害でも被災者の支援は不十分でした。本シンポジウムは、当連 合会の5年間の取組を総括報告するとともに、被災者生活再建支援法の問 題点に関して、現場の声を聴き、一人ひとりの災者の生活再建のために必 要な総合的な制度の改善について考えたいと思います。ふるってご参加く ださい。

(1) 基調報告

「日弁連の5年間の取組」

中野 明安 弁護士(第二東京弁護士会)

(日弁連東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部副本部長)

(2) 基調講演

「生活再建支援制度の現状と復興に向けての課題」 阿部 秀保 氏 (東松島市長)

(3) 基調報告

「被災地の実情」

伊藤 健哉 氏(一般社団法人チーム王冠代表理事) 書間 きよ子 氏(茨城県常総市民)

(4) パネルディスカッション

パネリスト:伊藤 健哉 氏

書間 きよ子 氏

宇都 彰浩 弁護士(仙台弁護士会)

コーディネーター: 吉江 暢洋 弁護士(岩手弁護士会)

(5) まとめ

「新たな生活再建支援制度の提案」

津久井 進 弁護士(兵庫県弁護士会)

(日弁連災害復興支援委員会副委員長)

《会場へのアクセス》

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館 (地下鉄霞ヶ関駅B1-b出口直結)



- ○JR山手線 有楽町駅日比谷口より徒歩15分
- ○地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線 霞ヶ関駅(B1-b出口)から徒歩1分
- ○地下鉄有楽町線 桜田門駅(5番出口)から徒歩8分
- ○地下鉄日比谷線・千代田線 日比谷駅(A14, A10出口)から徒歩10分

主催:日本弁護士連合会

共催:東京弁護士会,第一東京弁護士会,

第二東京弁護士会(予定)

お問い合せ:人権部人権第二課

TEL 03-3580-9956 FAX 03-3580-2896